

講習熟防予 ～第7回～

スプリンクラーの基準は 建基法で定める？

スプリンクラーや消火栓の基準は、法律レベルでは建築基準法で定められています。が、実際には、昭和35年以降、消防法令で定められています。それは、消防法制定時から消火設備等を条例で設置してきた、現地消防の皆さんの熱意のおかげだと思います。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究所
教授
小林恭一 博士 (工学)

建築基準法と消防法の 守備範囲は多くの国と違う？

建築物の防火安全性を担保するための法令として、多くの国では日本の建築基準法(建基法)と消防法にあたる法律が定められています。ところが、その規制範囲は日本とはかなり違います。多くの国では、消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備(自火報)など、消防関係の設備の設置を義務づけているのは、建基法です。消防法で設置を義務づけているのは、消火器など移動可能な器具くらいのもなのです。このことは、ご存知の方も多いと思います。

消火設備等は建基法の設備？

しかし、法律をよく読むと、意外にも日本も他の国と変わらないことがわかります。

建基法2条1号では、「建築物」は定義上「建築設備を含むものとする」とされており、同条3号では、「建築設備」は「建築物に設ける電気、ガス・消火、排煙・の設備・をいう」とされており、包括的に消火や排煙の設備は建築設備であると明記されています。電気設備が何を指すかここでは明確ではありませんが、自動火災報知設備など電気を用いた設備も含まれると読めそうな気がします。

また、建基法35条では、「…、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備…は、政令で定める技術的基準に従って…」と、具体的に消火設備や排煙設備の技術的基準について言及しています。

消防法ではどうか

一方、消防法17条では、「…消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という)について…、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない」としていますが、消火栓やスプリンクラーなどの具体的な設備名は書かれていません。

このように、法律を読む限り、多くの国々と同じように、日本でも、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の基準は建基法に基づいて定められるものなのです。

消火設備等は制定時から 建基法の守備範囲？

建基法では昭和25年の制定時から、2条で「消火の設備」は「建築設備」として列記されており、35条で「消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備」の技術的基準について言及されています(排煙設備が入るのは昭和46年)。一方、制定消防法17条(昭和23年)では、「…市町村条例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設備しなければならない」となっています。これを見る限り、制定時の建基法と消防法の守備範囲は、他の多くの国と同じようなものだったのだと思います。

消防法17条の拡充強化

ところが、何らかの理由で、建基法

で「消火の設備」に関する政令が定められずにいるうちに消防法17条が改正され(昭和35年)、消防用設備等については政令で定める技術上の基準に従って定めることになりました。この消防用設備等の種類は消防法施行令7条で定められており、制定当時から、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備だけでなく、現行のほとんどの設備が列挙されています。

法律も政令も、当時の建設省と消防庁の同意のもとに作られていますので、昭和35年の時点で、建基法で「政令で定める」とされている技術上の基準は、建基法施行令でなく、消防法施行令の技術上の基準として定めることが、両省庁で合意されたことになりました。

その後、消防法17条の体系の一環として、検定制度(同21条の2、昭和38年)、消防設備士制度(同17条の5、昭和40年)、設置時検査制度(同17条の3の2、昭和49年)、点検・報告制度(同17条の3の3、昭和49年)などが次々に定められ、消防用設備等の設置及び維持は消防法で担う、という現行の体制が揺る

ぎないものになっていったのです。

火災予防条例の果たした 役割が大きいのではないか

以上の経緯のポイントは、昭和35年まで、消火設備等の基準が建基法の政令で定められなかったところにあります。その理由は、今となっては推測するしかありませんが、消防法17条に基づいて各市町村で実施されていた火災予防条例の存在が大きかったのではないかと、というのが私の考えです。条例で課した「消火器その他消防の用に供する機械器具…の設備」の義務の中で消火栓やスプリンクラーの設置義務を課し、技術基準も定めたため、当時の建設省はその実態を無視できずに政令の制定を保留。結局、消防法35条の改正の際に、政令を消防法に委ねたのではないかと、思うのです。

興味のある方は、消防法制定時から昭和30年代の半ばまで、神戸市がどのような火災予防条例を定めていたか、調べてみたいかがでしょうか？